

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第十五号

令和八年

三月三十一日

火曜日

目次

条 例

○山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
……一

条例のあらまし

- 山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(条例第三十三号) (子育て・次世代サポート課)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十三号

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第十四条中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番